

一部の鳥獣保護区区域において、

令和5年11月1日から

イノシシ・ニホンジカの狩猟が可能になります。

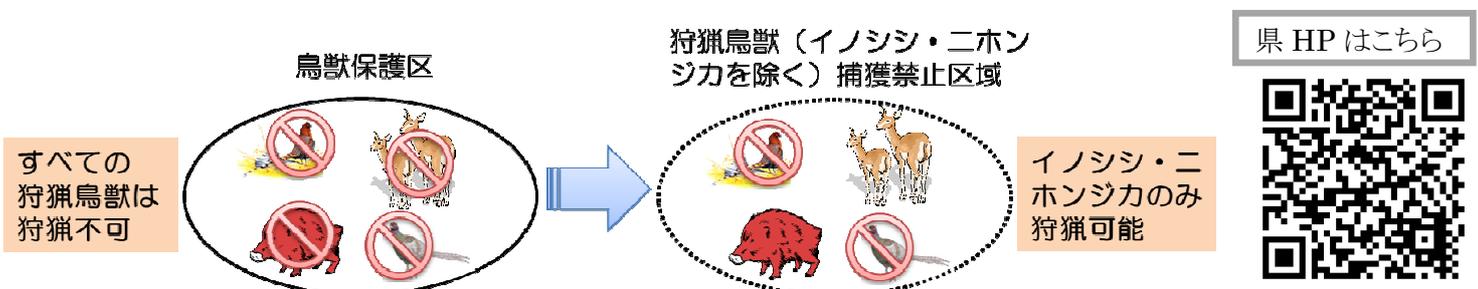
イノシシ、ニホンジカによる農作物被害の軽減と鳥獣保護の両立を図るため、一部の鳥獣保護区において、狩猟鳥獣（イノシシ・ニホンジカを除く）捕獲禁止区域とし、この区域内においては当面イノシシとニホンジカが狩猟可能になります。

狩猟鳥獣捕獲禁止区域の名称 (旧鳥獣保護区の名称)	所在地
並滝寺	東広島市志和町
走島	福山市走島町
竜王山	福山市赤坂町ほか
横倉	福山市沼隈町
千田町	福山市千田町ほか
沼田川	三原市

詳細は、鳥獣保護区等位置図や広島県のホームページで確認してください。

また、来年度以降も順次見直しを進めるため、最新のデータをご確認ください

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/huntinglicense/hunter-map.html>



注意しましょう!!

一般の利用者の往来が明らかな場所での狩猟は行わないでください。

イノシシ・ニホンジカ以外の狩猟はできませんので、錯誤捕獲に注意しましょう。

特定猟具(銃器)使用禁止区域の区域変更にご留意ください

銃猟による事故の危険性がある場所などで、危険を未然に防止するため、銃猟を禁止する区域(特定猟具(銃器)使用禁止区域)において、区域の変更を行っています。

詳細は、鳥獣保護区等位置図や広島県のホームページでご確認ください。

特定猟具(銃器)使用禁止区域	所在地
高見山	尾道市向島町
千光寺・西国寺・浄土寺	尾道市
若林	山県郡北広島町

